平成２６年（フ）第１８３号
長野県塩尻市大門幸町４番11号　コーポ中原Ｂ102
破産者　福山　弘一
1　決定年月日　平成27年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第４２号
岐阜県高山市奥飛騨温泉郷平湯138番地　穂高荘山がの湯
破産者　荻本　友子
1　決定年月日　平成27年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２６年（フ）第３７７号
静岡県藤枝市青木２丁目23番20号
破産者　市川　哲也
1　決定年月日　平成27年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２０７号
愛知県豊橋市西岩田１丁目９番地の３
破産者　横井　勝人
1　決定年月日　平成27年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第４３０号
兵庫県西宮市上葭原町４番27―106号
破産者　今城　孝一
1　決定年月日　平成27年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第９８３号
大阪市天王寺区四天王寺２丁目１番28号　クラウンハイム四天王寺302号
破産者　西原　恵美（旧姓藤田）
1　決定年月日　平成27年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１９９７号
大阪府東大阪市荒本１－９－２―402、住民票上の住所大阪府東大阪市今米１丁目７番10号
破産者　佐々木直司
1　決定年月日　平成27年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２０４５号
兵庫県西宮市荒戎町４番21―101号
破産者　ＮＰ企画こと　直島　義則
1　決定年月日　平成27年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２２１９号
愛媛県松山市桑原３丁目13―８、住民票上の住所大阪市中央区西心斎橋２丁目10番21号　スパジオビル401
破産者　澤田　大輔
1　決定年月日　平成27年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２２９０号
佐賀県佐賀市久保田町大字徳万1598番地、開始決定時大阪府吹田市千里山西５丁目36番25号
破産者　岡本　鶴三
1　決定年月日　平成27年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２４６７号
大阪市東住吉区中野３丁目７番12―503号
破産者　中木　正浩
1　決定年月日　平成27年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２４７４号
兵庫県伊丹市荒牧６丁目13番17―202号
破産者　髙原　一磨
1　決定年月日　平成27年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２７２１号
大阪市福島区鷺洲２丁目12番17号フェリーチェ福島北703号、開始決定時の住所大阪市福島区福島４－５―39　ベリスタタワー福島2201
破産者　田尻　　望
1　決定年月日　平成27年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３５４５号
大阪府東大阪市日下町４丁目２番10―1009号
破産者　溝口　　**浩**
1　決定年月日　平成27年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３６５４号
大阪府寝屋川市池田旭町７番９号
破産者　武田　健一
1　決定年月日　平成27年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４１０４号
大阪市東淀川区相川２丁目17番30号　スカイハイツ相川203号
破産者　徳山　英治
1　決定年月日　平成27年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４１０７号
大阪市東淀川区豊里２丁目１番５―203号
破産者　岩本　　亮
1　決定年月日　平成27年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４１２３号
大阪市北区神山町14番23号　シャトー東梅田503号室、開始決定時の住所大阪市東淀川区柴島２丁目14番11号
破産者　安原　秀造
1　決定年月日　平成27年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４２４２号
大阪府高槻市富田町１丁目16番11号　セピアコート11―302号、前住所大阪府高槻市富田町１丁目３番14号
破産者　比嘉　**徳**行
1　決定年月日　平成27年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部